

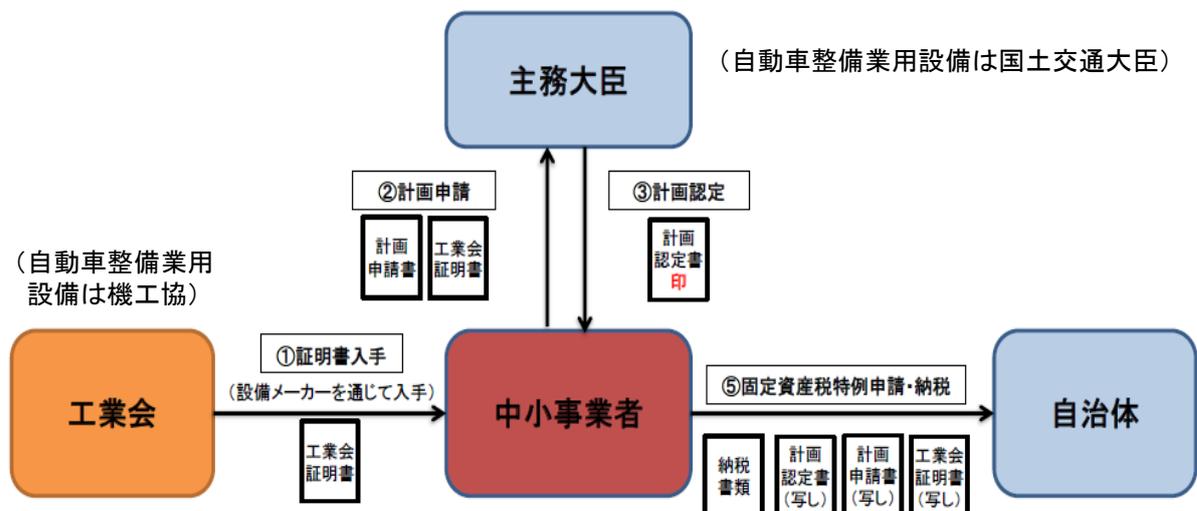
## 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る 仕様等の証明に関するご利用の手引き

### 1. 証明制度について

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法第18号）」の一部が改正され、本年7月1日より「中小企業等経営強化法」として施行され、中小企業等の経営力向上を図ることを目的として新たに中小企業者等の経営力向上計画を主務大臣が認定する制度が創設されるとともに、固定資産税の軽減等の特例が設けられました。これにより経営力向上計画が主務大臣に認定された場合、認定事業者は固定資産税の軽減や金融支援等の措置を受けることができます。なお、固定資産税の軽減を受けられる機械装置は、次の要件に該当する必要があります。

- ① 販売開始から10年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下「機工協」という。）では、機械装置のうち自動車整備業用設備について中小企業等経営強化法に基づき前述の要件に該当する旨を確認した場合、「仕様等証明書」を発行いたしますので、固定資産税の軽減を受けようとする中小企業者等の方はご活用ください。



本税制の詳細等につきましては、中小企業庁ホームページに掲載されている資料等をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

## 2. 仕様等証明書発行手続き

機工協の仕様等証明書発行手順は、以下のとおりです。

- (1) 設備ユーザーから仕様等証明書発行の依頼を受けた場合、設備メーカー（製造事業者等）は、生産性向上要件証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に必要事項を記入のうえ、機工協へ提出してください。

（注1）様式1及び様式2は、次のExcel形式をダウンロードしてください。

[生産性向上要件証明書及びチェックリスト](#)

- (2) 仕様等証明書の発行にあたり、機工協は、設備メーカーに対して、販売開始から10年以内のモデル及び生産性向上が年平均1%以上の要件を備えていることを示す資料（カタログ等）を要求する場合があります。

（注2）機工協が要求した資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、仕様等証明書を発行できない場合があります。

- (3) 仕様等証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼のあった設備ユーザーに当該仕様等証明書をお渡しください。

（注3）本証明書は、中小企業等経営強化法による経営力向上設備等に係る要件（「販売開始から10年以内のモデル」、「生産性向上が年平均1%以上」の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の取得価額が160万円以上であること等の要件を満たす必要があります。

## 3. 仕様等証明書発行手数料（消費税込み）

一件：3,000円（機工協会員は、1,000円）

## 4. 担当窓口

問合せ及び仕様等証明書の発行手続きは、以下の担当部署までお願いします。

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-23-5

一般社団法人日本自動車機械工具協会 企画課

TEL:03-3203-5133、E-mail:kikaku@jasea.or.jp